

とやまの森づくりサポートセンター森林ボランティア活動強化支援要項

(趣旨)

第1条 この要項は、とやまの森づくりサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）活動推進業務における活動強化の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 この要項の対象は、サポートセンターの会員である団体（以下「会員団体」という。）のうち、以下の条件を満す団体とする。

- (1) 団体目的・運営等に関する規約を有する団体
- (2) 毎年度、総会等により収支の決算報告を行う団体

(要件)

第3条 会員団体が、この交付を受けるために必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度において甲又は乙が主催する「ボランティアの集いや交流会」等（以下「対象イベント」という。）への参加
- (2) 対象イベントにおいて運営方法や安全管理に関する指導を受講すること。

(交付額及び限度額)

第4条 この要項による交付額は、予算の範囲内とし、対象イベントへの参加毎に次の表のとおりとする。ただし、同一団体への交付は、3年間を限度とし、また、同一年度の交付は5回までとする。

団体毎の参加者数	10人未満	10人以上30人未満	30人以上
交付額	20,000円	40,000円	60,000円

(交付金の申請)

第5条 交付金を申請する団体は、以下の手続きを行うものとする。

- (1) 会員団体は、サポートセンターが別に定める期間内に、サポートセンター保険料・活動強化交付金申請書（様式第4-1号）をサポートセンターに提出するものとする。
- (2) サポートセンターは審査の上、適正と認められた会員団体に対し承認の通知（様式第4-2号）を行うものとする。
- (3) 承認の通知を受けた会員団体は、対象イベント参加後、実績報告書（様式第4-3号）をサポートセンターに提出するものとする。

(交付金の支払)

第6条 サポートセンターは、会員団体毎の参加者数について実績報告書と参加者名簿（様式第4-5号）を比較し、適正と認められた場合、第4条により実績に応じ交付金を積算し、申請団体へ額の確定通知（様式第4-4号）を行ったうえ支払うものとする。

(協議)

第7条 この要項に定めるもののほか、森林ボランティア活動強化の支援に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。